

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第68条第2項及び国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）第23条第2項の規定により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員の保健及び安全保持に関し必要な事項を定める。

(学長の責務)

第2条 学長は、法令及びこの規程に定める労働災害防止のための基準を遵守するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における職員の健康の保持増進及び安全の確保に関し必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を遵守するほか、学長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に従わなければならない。

(事業場)

第3条の2 この規程に定める事業場は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 且野原キャンパス
- (2) 王子キャンパス
- (3) 挾間キャンパス

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理委員会の設置)

第4条 法人の安全衛生管理を統括するため、安全衛生管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会は、法人の安全衛生管理の基本方針の策定及び関係内部規則の作成並びに衛生委員会からの報告のうち、全学的な安全衛生に係る事項について審議及び決定し、法人の安全衛生全般の管理を行う。

(管理委員会の構成)

第5条 安全衛生管理委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、委員は学長が指名する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 各学部長（医学部長を除く。）
- (3) 医学部附属病院長
- (4) 産業医
- (5) 事務局長

- 2 委員会に委員長を置き、且野原キャンパスの総括安全衛生管理者をもって充てる。
- 3 委員長は管理委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(管理委員会の開催)

第6条 管理委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 管理委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 その他管理委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(総括安全衛生管理者)

第7条 第3条の2に規定する事業場ごとに、職員の安全及び衛生に関する事項を統括管理するため、総括安全衛生管理者を置く。

- 2 且野原キャンパスの総括安全衛生管理者は、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 王子キャンパスの総括安全衛生管理者は、附属学校園長のうち学長が指名した者をもって充てる。
- 4 挾間キャンパスの総括安全衛生管理者は、医学部長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の職務)

第8条 総括安全衛生管理者は、各事業場の衛生管理者及び作業主任者を指揮するとともに、次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施等健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 第43条及び第44条に規定する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (8) その他職員の安全及び衛生に関すること。

(衛生管理者)

第9条 安衛法第12条の規定により、前条各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させるため、第3条の2に規定する事業場ごとに、衛生管理者を置く。

- 2 衛生管理者は、第3条の2に規定する各事業場の職員であつて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第10条に規定する資格を有するもののうちから、学長が選任する。

(衛生管理者の職務)

第10条 衛生管理者の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設等衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談等職員の健康保持に必要な事項に関すること。
- (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤並びに異動に関する統計の作成に関すること。
- (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
- (8) その他職員の衛生管理に関し必要な業務

(衛生管理者の定期巡視)

第11条 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、職務の方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第12条 安衛法第13条の規定により、職員の健康管理等を行わせるため、第3条の2に規定する事業場ごとに産業医を置き、医師のうちから学長が選任する。

(産業医の職務)

第13条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項であつて、医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- (1) 健康診断及び面接指導等(第35条第1項に規定する面接指導及び第40条第1項に規定する措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)の実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (3) 作業環境の維持管理に関すること。
- (4) 作業の管理に関すること。
- (5) 健康教育、健康相談等職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (6) 衛生教育に関すること。
- (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (8) その他職員の健康管理に関し必要な事項

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(産業医の定期巡視)

第14条 産業医は、少なくとも毎月1回事業場を巡視し、職務の方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者)

第15条 安衛法第14条の規定により、作業主任者を別表第1に規定する作業場に置く。ただし、試験及び研究部門については、必要に応じて置くものとする。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員で安衛則別表第1に規定する資格を有するものうちから、学長が選任する。

(作業主任者の責務)

第16条 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 作業に従事する職員を指揮すること。
- (2) 労働災害の防止に関する措置に関すること。
- (3) その他労働災害を防止するために必要な業務

(衛生委員会の設置)

第17条 第3条の2に規定する事業場ごとに、衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、職場の安全・衛生に関する次の各号に掲げる事項を総合的に調査及び審議し、学長に意見を具申するとともに、安全衛生管理委員会に報告する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策であつて、衛生に係るものに関すること。
- (4) 衛生に関する内部規則等の作成に関すること。
- (5) 第43条及び第44条に規定する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- (6) 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (7) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (8) 職場環境の測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 定期・臨時の健康診断、医師の診断・診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (10) 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。

- (1 1) 長時間にわたる労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する
こと。
- (1 2) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (1 3) 職員の第 2 6 条の 2 第 1 項に規定するリスクアセスメント対象物からのばく露の程
度を低減させるための措置及びばく露の程度に応じて追加で行う健康診断に関するこ
と。
- (1 4) 厚生労働大臣等からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、
職員の健康障害の防止に関すること。
- (1 5) その他職場の安全・衛生に関し必要な事項

(委員会の構成)

第 1 8 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総括安全衛生管理者
 - (2) 衛生管理者のうちから学長が指名した者 1 人
 - (3) 産業医
 - (4) 衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、前項第 1 号に規定する委員をもって充てる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務
を代行する。
- 4 第 1 項第 1 号の委員以外の委員の半数は、職員の過半数で組織する労働組合があるときはそ
の労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者の推薦に基
づいて指名しなければならない。

(任期)

第 1 9 条 前条第 1 項第 2 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第 2 0 条 委員会は、毎月 1 回以上開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 委員会は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を職員に周知しなけ
ればならない。
- 6 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(安全衛生管理組織)

第 2 1 条 前条までに規定する安全衛生管理体制を円滑に実施するため、次条から第 2 6 条まで
に規定する職を別表第 2 のとおり定める。

(健康安全監督者)

第 2 2 条 健康安全監督者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 部局等で管理する施設及び設備の整備の方針に関すること。
- (2) 部局等で管理する設備の検査及び報告等の監理に関すること。
- (3) 職員の健康管理及び安全管理の推進に関すること。
- (4) 産業医等の安全・衛生管理体制責任者の業務の支援に関すること。
- (5) その他健康及び安全に関し必要な業務

(健康安全監督補助者)

第 2 3 条 健康安全監督補助者は、前条に規定する健康安全監督者の業務を補助する。

(健康管理者)

第24条 健康管理者は、職員の健康管理に関する事務の主任者として、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 職員の健康障害の防止に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進に関すること。
- (3) 職員の健康診断に関すること。
- (4) その他職員の健康管理に関し必要な事項

(安全管理者)

第25条 安全管理者は、職員の安全管理に関する事務の主任者として、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全保持のための指導及び教育に関すること。
- (3) 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
- (4) 職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- (5) その他職員の安全管理に関し必要な事務

(健康管理担当者及び安全管理担当者)

第26条 健康管理担当者又は安全管理担当者は、それぞれ健康管理者又は安全管理者の事務を補助する。

(化学物質管理者)

第26条の2 安衛則第12条の5の規定により、安衛法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない安衛法第57条第1項に規定する政令で定める物及び安衛法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を取り扱う事業場に化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は化学物質管理を行う能力を有すると認められる者のうちから学長が指名する。

3 化学物質管理者は、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項の管理者として、総括安全衛生管理者を補佐するとともに、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) リスクアセスメント対象物のラベル表示及び安全データシートによる通知に関すること。
- (2) リスクアセスメントの実施に関すること。
- (3) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- (4) リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- (5) リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに周知に関すること。
- (6) リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に実施されていることの確認、ばく露の状況、従事した作業等の概要、ばく露防止措置についての意見聴取等に関する記録及び保存並びにその周知に関すること。
- (7) 第1号から第4号までを実施するにあたっての職員に対する教育に関すること。
- (8) その他化学物質の管理に関し必要な事項

(保護具着用管理責任者)

第26条の3 安衛則第12条の6の規程により、各事業場に保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は化学物質に対する保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから学長が指名する。

3 保護具着用管理責任者は、事業場における化学物質に対する保護具の管理者として、次の各号に掲げる事項を管理する。

- (1) 化学物質に対する保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 職員の化学物質に対する保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 化学物質に対する保護具の保守管理に関すること。
- (4) その他化学物質に対する保護具の管理に関し必要な事項

第3章 健康管理

(健康診断の種類)

第27条 法人は、職員の健康を確保するために、次の各号に掲げる健康診断を行うものとする。

- (1) 雇入時健康診断
 - (2) 一般定期健康診断
 - (3) 特別健康診断
- 2 前項第1号に規定する健康診断は、職員として雇い入れるときに実施するものとする。
- 3 第1項第2号に規定する健康診断は、1年以内ごとに1回、職員の全員を対象として定期的に行うものとする。
- 4 第1項第3号に規定する健康診断は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。
- (1) 衛生上有害な業務又はこれに準ずる業務に従事するとき。
 - (2) 海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出国するとき、及び6月以上の海外生活を終えて帰国したとき。
- 5 第1項に規定するもののほか、必要に応じ、全ての職員又は一部の職員に対して健康診断を行うことがある。

(健康診断の項目)

第28条 健康診断は、次の各号に掲げる項目について行う。ただし、産業医が、その必要を認めない場合又はその実施が困難な場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- (4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査
- (7) 肝機能検査
- (8) 血中脂質検査
- (9) 尿検査
- (10) 心電図検査
- (11) 血糖検査
- (12) その他必要と認める検査

(健康診断受診の義務)

第29条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

- 2 やむを得ない理由で健康診断を受けることができない場合は、他の医療機関で健康診断を受けなければならない。
- 3 職員は、法人が実施する健康診断を受けることを希望しない場合において、第27条に規定する健康診断に代えて、他の医療機関における健康診断を受診することができるものとする。
- 4 前二項における健康診断を受診した者は、その結果を証明する書面を速やかに提出しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第30条 産業医は、健康診断の結果により、健康管理上、生活規正面及び医療面の指導を必要と認めた職員について、別表第3に規定する区分に応じて指導区分の決定を行うものとする。

(事後措置)

第31条 学長は、前条の規定により指導区分の決定を受けた職員について、その指導区分に応じた措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 作業環境測定の実施
- (2) 設備の設置又は整備

- (3) 医師の意見（健康診断の結果に基づき聴取した健康を保持するための必要な措置に関するもの）の衛生委員会への報告
- (4) その他健康管理に関し必要な措置

（就業禁止）

第32条 学長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に規定する者について、伝染予防の措置を講じた場合は、この限りでない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病に罹患した者
 - (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものに罹患した者
 - (3) その他産業医が就業不相当と認める者
- 2 健康診断の結果等により、結核患者として療養の必要があると認められた者は、結核予防法（昭和26年法律第96号）第28条の規定により、就業を禁止し、療養を命ずる。
- 3 学長は、前二項の規定により、職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他の専門の医師の意見を聞かなければならない。

（健康診断の結果の通知）

第33条 学長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

（健康記録の管理）

第34条 学長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容等健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、法令に基づく期間保存しなければならない。

（面接指導）

第35条 学長は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間が1月（月の初日から末日までの期間をいう。）当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 面接指導を受ける必要がないと医師が認める場合
 - (2) 第40条の2に規定する面接指導対象医師に対する面接指導を行う場合

（面接指導の実施方法）

第36条 面接指導は、前条第1項に規定する要件に該当する職員の申出により行うものとする。

- 2 学長は、職員から前項の申出があったときは、遅滞なく面接指導を行わなければならない。
- 3 職員は、前項の規定により、学長が行う面接指導を受けなければならない。ただし、学長の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、次の各号に掲げる事項を記載した書面を学長に提出したときは、この限りでない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 当該職員の氏名
 - (3) 面接指導を行った医師の氏名
 - (4) 当該職員の疲労の蓄積の状況
 - (5) 当該職員の心身の状況
- 4 産業医は、前条に規定する要件に該当する職員に対し、第1項に規定する申出を行うよう勧奨することができる。

（面接指導結果の記録の作成）

第37条 学長は、面接指導（前条第3項ただし書に規定する場合において当該職員が受けた面接指導を含む。次条において同じ。）の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、前条第4項各号及び次条の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

（面接指導の結果についての医師の意見聴取）

第38条 学長は、面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後（第36条第3項ただし書の場合にあつては、当該職員が面接指導の結果を証明する書面を学長に提出した後）、遅滞なく医師の意見を聴かなければならない。

（面接指導実施後の措置）

第39条 学長は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

（面接指導を行う職員以外の長時間勤務者に対する措置）

第40条 学長は、第35条第1項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であつて、長時間の勤務により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有しているものに対し、面接指導又はこれに準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

2 前項に規定する措置は、職員の申出に基づいて行うものとする。

3 第1項に規定する措置は、第36条第2項から前条までの規定を準用する。

（面接指導対象医師に対する面接指導）

第40条の2 学長は、医学部附属病院に勤務する職員（医師に限る。）のうち、1月（月の初日から末日までの期間をいう。）の時間外勤務及び休日勤務が100時間以上となることが見込まれるもの（以下「面接指導対象医師」という。）に対し、当該時間外勤務及び休日勤務が100時間に達するまでに、指定する医師による面接指導を行わなければならない。

2 面接指導対象医師は、前項の面接指導を受けなければならない。

3 面接指導対象医師に対する面接指導に関し必要な事項は、別に定める。

（ストレスチェック）

第41条 学長は職員に対し、安衛法第66条の10第1項から第6項の規定により、医師、保健師等厚生労働省令で定める者によるストレスチェックを行わなければならない。

2 ストレスチェックに関し必要な事項は、別に定める。

（職員の心身の状態に関する情報の取扱い）

第42条 学長は、安衛法第104条第2項の規定により、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 安全管理

（危険性又は有害性等の調査）

第43条 学長は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、安衛法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、職員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（リスクアセスメント）

第44条 学長は、リスクアセスメント対象物の取扱いに当たり、リスクアセスメントを実施し

なければならない。

- 2 学長は、前項で実施したリスクアセスメントの結果に基づいて、安衛法又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、職員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 リスクアセスメントの実施及び当該実施の結果に基づく措置に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(危険を防止するための措置)

第45条 学長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

- 2 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第46条 学長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第47条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第48条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規程第155号)

この規程は、平成16年5月17日から施行する。

附 則 (平成16年規程第165号)

この規程は、平成16年12月16日から施行する。

附 則 (平成18年規程第101号)

この規程は、平成18年7月24日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年規程第54号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第42号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第18号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第76号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第121号）
この規程は、平成24年11月29日から施行する。

附 則（平成28年規程第17号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第25号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第15号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第44号）
この規程は、平成29年4月10日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第48号）
この規程は、令和2年7月13日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）
この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第32号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第22号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第24号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

作業主任者を置く作業場

地 区	作 業 場
且野原地区	1 中央ボイラー室，学生会館，学生寮（ボイラー業務） 2 教育学部木材加工棟（木材加工業務） 3 理工学部実習棟（溶接業務）
王子地区	ボイラー室（ボイラー業務）
挾間地区	ボイラー室等（ボイラー業務等）

別表第2（第21条関係）

（1）健康安全監督者等

部 局	健康安全監督者	健康安全監督補助者
事務局	事務局長	総務部長
教育学部	学部長	附属幼稚園長 附属小学校長 附属中学校長 附属特別支援学校長
経済学部	学部長	学科長
医学部	学部長	学科長
	病院長	各診療科長 中央診療施設の長 特殊診療施設の長 薬剤部長 看護部長
理工学部	学部長	学科長
福祉健康科学部	学部長	副学部長
グローバル感染症研究センター	センター長	研究推進部長
教育マネジメント機構	機構長	学生支援部長
研究マネジメント機構	機構長	研究推進部長
学術情報拠点	拠点長	総務部長
学内共同教育研究施設等	施設長	総務部長

（2）健康管理者及び安全管理者等

部 局	健康管理者	安全管理者	健康管理担当者	安全管理担当者	備 考
事務局	人事課長	人事課長	人事課担当主査	人事課担当主査	以下の欄に規定する部局以外の部局を含む。
教育学部	事務長	事務長	総務係長	総務係長	附属学校を除く。

			附属学校庶務係長	附属学校庶務係長	
経済学部	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
医学部・医学部附属病院	総務課長	総務課長	安全衛生係長	安全衛生係長	
理工学部	事務長	事務長	総務係長	総務係長	
福祉健康科学部	事務長	事務長	事務長補佐	事務長補佐	
グローバル感染症研究センター	研究推進課長	研究推進課長	研究推進課副課長	研究推進課副課長	
教育マネジメント機構	教育支援課長	教育支援課長	教育支援課副課長	教育支援課副課長	
研究マネジメント機構	研究推進課長	研究推進課長	研究推進課副課長	研究推進課副課長	
学術情報拠点	人事課長	人事課長	人事課担当主査	人事課担当主査	

別表第3（第30条関係）

判定レベル	判定区分	内 容
A	正常範囲	今回の結果は基準値内（異常なし。）
A 1	措置不要	基準値を少し外れるものの特別の措置は要しない。
B 1	要観察	経過観察を要する所見
B 2	要管理	医師による観察・指導が必要な異常所見
C	要治療	今後、医師による治療が必要な異常所見
V	要再検査	再び同一検査を行い、評価が必要な所見
W	要精密検査	適切な対応方針を決めるために精密検査が必要
Z 1	要管理継続	現在、医師の管理・指導をうけている疾患
Z 2	要治療継続	現在、医師による治療をうけている疾患

別表第4（第31条関係）

就 業 区 分			就業上の措置の内容
判定レベル	区 分	内 容	
1	通常勤務	通常の勤務でよいもの	
2	就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
3	要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により定期間勤務させない措置を講じる。